

職 審 一 五 一

令和元年7月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各行政執行法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則14—21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則14—21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の運用について（平成12年12月28日職職—465）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年7月1日以降は、これによってください。

記

別紙中「(日本工業規格A列4)」を削る。

以 上